

○特定任意高齢者講習実施要領の制定について

〔 令和 7 年 4 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（免講）第 2 5 号 〕

特定任意高齢者講習実施要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 2 項の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。）第 1 条に規定する基準に適合する特定任意高齢者講習及び山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）第 1 8 条の 2 の 2 に規定する特定任意高齢者講習をいう。以下「任意講習」という。）の実施に関し細則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 受講対象者及び講習の区分

受講対象者は、法第 1 0 1 条の 3 第 1 項の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が 7 0 歳以上の者及び法第 9 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者又は同項第 5 号に規定する特定取消処分者で、法第 8 9 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が 7 0 歳以上のものとし、次の区分により講習を行うものとする。

1 7 5 歳未満

講習は、細則別表第 4 の 2 の 2 の特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割に基づき実施するものとする。（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者については、細則別表第 4 の 2 の 2 中、項目 5（実車による講習）を除く項目 1 から項目 4 までを実施するものとする。）

2 7 5 歳以上

講習は、細則別表第 4 の 2 の 2 の特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割に基づき実施するものとする。（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び法第 9 7 条の 2 第 1 項第 3 号イ若しくはハに掲げる者又は法第 1 0 1 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者については、細則別表第 4 の 2 の 2 中、項目 5（実車による講習）を除く項目 1 から項目 4 までを実施するものとする。）

第 3 任意講習の実施場所及び講習従事者

任意講習の実施場所及び講習に従事する者は、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。）第 3 8 条の 3 に定める講習の委託要件を具備し、公安委員会が委託した講習機関（以下「委託先講習機関」という。）において実施するものとし、講習に従事する者（以下「講習指導員」という。）は、別に定める高齢者講習指導員の資格要

件を充足し、委託先講習機関において高齢者講習指導員として高齢者講習に従事している者とする。

第4 任意講習の手続

1 任意講習の申込み

- (1) 任意講習の申込みは、委託先講習機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先講習機関は、任意講習の申込みを受けたときは、受講希望日、更新期間満了日等を考慮し特定任意高齢者講習予約受理簿（第1号様式）により、講習実施日を指定するものとする。
- (3) 任意講習に身体障害者及びやむを得ない事情がある者（以下「身体障害者等」という。）が車両の持込みを希望する場合には、車両点検及び保険契約の確認並びに講習手数料が軽減されないことを教示するものとする。

2 任意講習の受講申請

- (1) 任意講習の受講申請は特定任意高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の8。以下「受講申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 任意講習の手数料の徴収については、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定めるところによるものとする。
- (3) 任意講習の受講申請の受理に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 講習の区分、実車指導の希望車種、運転の意思等の確認
 - イ 手数料の額の確認
 - ウ 身体障害者等が車両の持込みをする場合の車両点検及び保険契約の確認

第5 任意講習の実施

1 任意講習の区分

任意講習の講習科目及び講習時間は、細則別表第4の2の2の特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割とし、詳細は別表1により、法第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）において用いる資機材と同等のものをを用いて行うものとする。

2 講習時間

講習時間は、2時間以上（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者にあつては、実車による講習を除き1時間以上）とする。

3 任意講習の学級編成及び講習指導員数

(1) 学級編成

1学級の編成は講習効果の上がるような適正な人数編成とし、運転適性検査器材による指導及び実車指導については、1グループ5人までとする。

(2) 講習指導員

講習指導員については、1 学級につき 1 人を配置することとする。

4 教本及び視聴覚教材

高齢者講習と同等の教本及び視聴覚教材を使用して行うものとする。

5 運転適性指導

運転適性指導は、次に掲げる運転適性検査器材を使用して検査結果に応じた指導を行い、個別指導を行った後に受講者に交付し、写しを保存するものとする。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

6 実車指導

(1) 実車指導は、警察庁が示す運転技能検査等実施要領に従い行うものとする。

(2) 実車指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施するものとする。

(3) 実車指導は、原則としてコースにおいて実施すること。ただし、受講者の体調又は降雪等の悪天候により、コースでの実車指導が困難な場合は、代替措置として運転シュミレーターを使用するものとし、あらかじめ降雪等により実車指導が困難であることが想定される場合は、原則として講習日を変更して実施するものとする。

(4) 実車指導は、普通自動車を使用し、講習中である旨を標示する標識を見やすい位置に掲示すること。また、受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えないものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

(5) 実車指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者 1 人当たり少なくともおおむね 20 分間行うこととし、受講者個人ごとに運転評価票（第 2 号様式）を作成し、安全指導に活用すること。また、受講者 1 人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、1,200 メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うものとする。

(6) 課題については、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとする。

- (7) 課題の実施前に、受講者に対し、その実施要領等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させるものとする。
- (8) 課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に説明することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させるものとする。
- (9) 順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。
- (10) 受講者の中には、身体的機能に個人差が見られたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の事故防止に万全を期すよう特段の配慮をするものとする。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

第6 任意講習終了証明書の交付

- 1 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は任意講習終了者に対する特定任意高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の9。以下「終了証明書」という。）の交付を、委託先講習機関に行わせるものとする。
- 2 終了証明書には、暦年ごとの一連番号（四桁）に、委託先講習機関ごとに指定する2桁の番号を冠し記載するものとする。
- 3 運転免許課長及び委託先講習機関は、特定任意高齢者講習終了証明書受払簿（第3号様式及び第4号様式）により、終了証明書の保管及び管理を確実に行うとともに、委託先講習機関は、特定任意高齢者講習終了証明書交付簿（第5号様式。以下「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとする。

なお、委託先講習機関においては、終了証明書は写しを作成し、保管しておくものとする。
- 4 委託先講習機関は、終了証明書を交付する際は、更新手続に関し次の注意事項を教示するものとする。
 - (1) 法第101条の4第1項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6の2第1号の規定により、更新時講習が免除されること。
 - (2) 運転免許課、運転免許課都留分室及び警察署において更新手続ができること。
 - (3) 更新申請受理時における受講確認は、終了証明書により行うことから、終了証

明書を持参すべきこと。

第7 任意講習の結果報告等

- 1 委託先講習機関は、任意講習の実施結果について、交付簿を使用してファクシミリにより運転免許課に速報するとともに、特定任意高齢者講習実施結果報告書（第6号様式。以下「実施結果報告書」という。）に交付簿の写し及び受講申請書を添えて運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。
- 2 運転免許課長は、任意講習終了者が更新手続の際に終了証明書を提出しない場合に備え、実施結果報告書を委託先講習機関別に保管するものとする。

第8 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
特定任意高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の8）	5年
特定任意高齢者講習終了証明書受払簿（第3号様式）	1年
特定任意高齢者講習終了証明書交付簿（第5号様式）（写し）	3年
特定任意高齢者講習実施結果報告書（第6号様式）	1年

- 2 委託先講習機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
特定任意高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の9）（写し）	1年
特定任意高齢者講習予約受理簿（第1号様式）	1年
運転評価票（第2号様式）	3年
特定任意高齢者講習終了証明書受払簿（第4号様式）	1年
特定任意高齢者講習終了証明書交付簿（第5号様式）	3年